

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【新緑の尼ヶ淵からみた上田城南櫓・西櫓】

6月

194

- ・ 所長より 「新型コロナについて考える」…………… P 1
- ・ 雇用調整助成金が大幅に使いやすくなりました！…………… P 2
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金が受けられます！…………… P 5
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が出ている方へ
納税猶予制度による支援が実施されています！…………… P 7
- ・ 売上減で固定資産税が軽減・免除されます！…………… P 8
- ・ 非課税でコロナウイルス感染症に対する見舞金を支給できます！… P 9
- ・ 【速報】家賃支援給付金の支給が閣議決定されました！…………… P 11
- ・ 一時帰休による休業の場合の算定基礎届記載の注意点…………… P 12
- ・ 私の履歴書 ~その2~…………… P 13
- ・ 事務所カレンダー・編集後記…………… P 16



1．第二次補正予算について

第2次新型コロナ対策について、5月21日に自民党より提言書が公開され、これに基づき法案が提出されました。今週にも成立するといわれていますが、注目しているのは次の3点です。

政策公庫と商工中金の特別融資が限度3億円から倍の6億円に、うち無利息分も1億円から2億円に。これで民間金融機関の制度融資4千万円を合わせて枠は12.4億円で、うち無利息分は4.4億円となります。ただ現場では、当座6ヶ月分程度の運転資金に限定されるケースが多いようです。

月100万円の6ヶ月分600万円を上限とする地代・家賃の補助がどの範囲で受けられるのか？例えば地代だけでも該当するのか？賃貸関係が同族関係でも該当するのか？など政府がどこで線引きをするのか見守るしかないのですが…。

第2次のメインは、医療関係者への手厚い支援と対コロナ研究費が中心ではありますが、東京・大阪・北海道と数件の県以外ではほとんど陽性者が出ていない状況で、退院者も多くコロナ病棟はがら空きの様子です。この空室保証をいつまで続けるかが課題ですね。

2．米中戦争が第2段階へ：香港をめぐる

中国が新型コロナ対策で集会が禁止されていることを利用して香港への国家安全法の導入がほぼ決まりました。

アメリカはトランプ大統領がいくつかの報復を示唆していますが、その一つが中国企業のアメリカでの上場廃止です。

中国ラッキンコーヒーは、中国のスタバといわれナスダックに上場していましたが339億円の粉飾をしていたことを、米投資会社が店舗の前に監視カメラを置きその入店者数から割り出したとのこと。中国の場合、会計監査資料は持ち出せず監査結果だけが公表され、地方政府を巻き込んだ不正も横行しており、このラッキンコーヒーの5月14日の上場廃止を受けてアメリカでは5月20日に中国企業のアメリカ証券取引所への株式上場を困難にする法案が上程されています。

今回の国家安全法への制裁では、中国企業のすべてをアメリカでの上場廃止と債権の資金調達の禁止が提言されていますが、すでにアメリカではこのラッキンコーヒーをはじめ、取締役会の中に中国共産党の支部がある形で、決算も監査も信用できないという不透明さから、中国企業の排除が既に始まっていたわけです。

中国はこれにより外国での上場や社債での資金調達が絶たれ、さらに香港からは外国投資家が撤退を始めており、加えて香港での資金調達もアメリカでの上場が前提であったため厳しい状態が続き、特に中国の国有銀行や金融機関の資金調達も道を閉ざされることとなりそうとのこと。

3．米中の半導体戦争

アメリカはファーウェイに対して現在の米国原産国割合 25%から 10%に変更することとなっており、これによりファーウェイはほとんどの海外技術が使えず、さらに使用している複合CPUは台湾TSMC製であり、ここが供給を止めれば5Gに対応する通信機器は製造できません。

アメリカは新型コロナ対策で、インテルと台湾TSMC社に対してアメリカや日本への工場移転を打診しており、さらに中国半導体製造工場へのオランダのASMLの製造装置の販売を阻止しました。最先端の半導体はこのオランダのASMLが80%以上のシェアをもつ半導体露光装置がなければ製造できず、いま全世界で最新鋭のASMLを持つのは台湾TSMC社と韓国サムスンだけであり、したがって最先端の半導体もこの2社しか製造できません。サムスンに対してもアメリカはアメリカ国内での生産拡大を求めており去就が注目されており、まさに半導体と5Gをめぐる米中戦争が新型コロナで加速したといえる状況です。

4. 企業倒産の増加

3月までは確かに大変ではあったのですが、4月に始まったロックダウンは観光・旅館ホテル・飲食に売上ゼロという更なる衝撃を与えました。製造業も車関係をはじめ、減産と工場の操業停止が始まっています。努力しようにも移動禁止で営業活動はできず、嵐が過ぎ去るのを待つしかありませんでした。

6月中旬からは、ほぼ国内は移動自由で回復が始まりますが、今までとは全く異なる様相が始まっています。賃金カットや夏季賞与の減額は避けられず、給付金などは瞬間に蒸発してしまい、消費は今までどおりには回復しません。またテレワークなどで、交通移動も減り、宴会や会議、集会は大きく減り、特に観光ではバスを使った団体旅行、バイクなど定員を見直す必要もあります。

ビジネスモデルの大幅な見直しが避けられません。少子高齢化で徐々に始まっていた消費縮小が一気に消費消滅したわけです。恐竜が絶滅し昆虫や小動物が生き残ったように大企業よりも中小企業の方が変化に対応でき、生き延びられるかもしれません。



・雇用調整助成金が大幅に使いやすくなりました！

4月号にてお伝えしましたコロナウイルス感染症対策における雇用調整助成金につきまして様々な改正がありましたのでお知らせします。改正の内容は「手続きの簡素化」と「助成金の拡充」となっております。更に実務に則した形で使いやすくなっておりますので、ご利用を考えていらっしゃる場合にはぜひご確認ください。



1. 手続きの簡素化

様々なニュース等で取り上げている通り、雇用調整助成金は提出書類も多く計算集計も非常に複雑で、申請までに大きな障害がありました。今回の手続きの簡素化によりその障害が大きく緩和されました。詳しい内容は以下の通りです。(1)は小規模事業者のみが対象となりま

す。)

(1) 申請手続きの簡素化

小規模事業者（概ね従業員が20人以下）については、実際に支払った休業手当額から簡易に算定が出来る様になりました。

計算式：助成額 = 「実際に支払った休業手当額」 × 「助成率」

休業等計画届出書の提出を不要とし、支給申請のみの手続とすることとしました。

(2) 算定方法の簡略化

「平均賃金」「所定労働日数」の算定方法の簡略化

平均賃金額の算定について、「労働保険確定保険料申告書」だけでなく「源泉所得税の納付書」の金額と人数を用いて一人当たりの平均賃金が算定出来る様になりました。

所定労働日数の算定の簡素化

所定労働日数については下記(1)・(2)の方法を選択出来る様になりました。

(1)	休業等を実施する前の任意の1ヶ月(2月除く)の所定労働日数に12を乗じた日数
(2)	事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合 ・祝日を含む週休2日制の場合・・・年間240日 ・祝日を含まない週休2日制の場合・・・年間261日 または、 部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合 その部署等に従事する年度末の労働者数等により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数

【例】A部署 従業員 2人.....所定労働日数 252日

B部署 従業員 3人.....所定労働日数 264日

計算式：(2人×252日)+(3人×264日)/5人=259日(小数点以下切り捨て)

(3) 申請期限の特例

コロナウイルス感染症の影響で「休業等を行った場合」、判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31までの休業の申請期限を令和2年8月31日までとします。

2. 助成金の特例の拡充

現在、雇用調整助成金については、休業手当の支給金額や休業の状態について助成金額が異なっております。以前の助成率は最大で支給金額の9割が上限でしたが、今回の拡充で助成率が最大10割までとなりました。具体的な拡充部分は下記の通りです。また助成率のフローチャート図を添付いたしますので確認してみてください。

(1) 休業手当全体の助成率を10/10とする(1人1日当たり8,330円が上限)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県知事が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、その要請された期間中にこれに協力して休業等を行っている場合には休業手当の全額が助成対象となります。(下記図：A)



【条件】

中小企業であり、解雇等を行わず雇用を維持している。

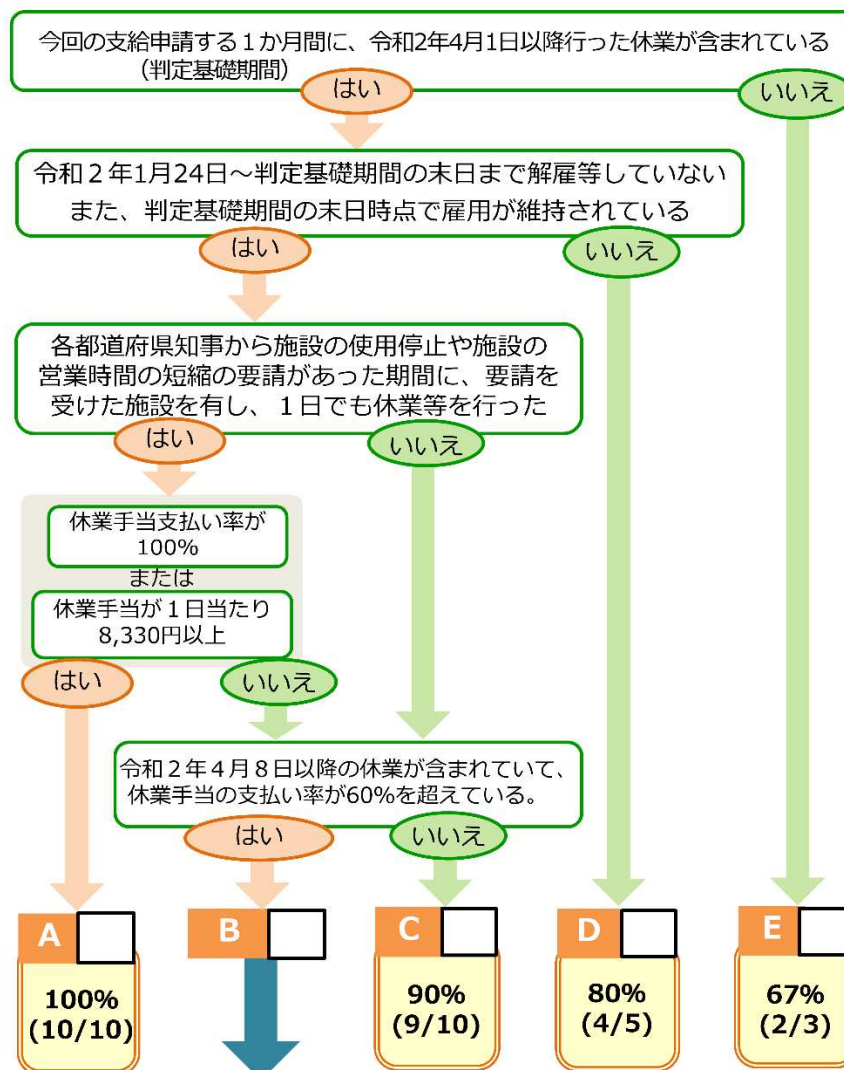
次のアまたはイのいずれかに該当する休業手当を支払っていること

ア 労働者の休業等に対して 100%の休業手当または賃金を支払っていること

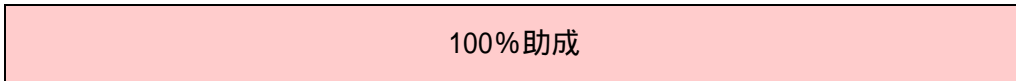
イ 日額 8,330 円以上の休業手当を支払っていること(支払率 60%以上である場合に限る)

(2) 中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、平均賃金の 60%を超える支払い率で休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率が 10/10 となります。(都道府県知事の要請により休業又は営業時間の短縮が無い場合)(下記図：B)

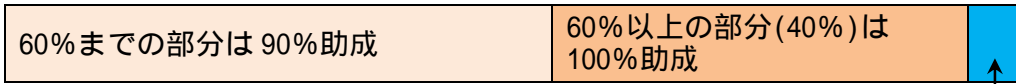
【支給率の判定】



A 休業手当 100%の場合



B 休業手当 100%の場合



$(60\% \times 9/10) + (40\% \times 10/10) = 94\%$ を助成...会社負担 6%

休業手当の支払い率	助成率
91% ~ 100%	94%
79% ~ 90%	93%
70% ~ 78%	92%
61% ~ 69%	91%

参考：厚生労働省HP
(副所長 佐藤英介)



・新型コロナウイルス感染症に伴う助成金が受けられます！

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業に大きな影響を受けた事業者には様々な補助金、助成金による支援制度や個人に対して定額 10 万円を給付する制度が設けられています。

本項では、持続化給付金と特別定額給付金について解説させていただきます。

1. 持続化給付金

コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して法人最大 200 万円、個人最大 100 万円が支給される事業全般に広く使える給付金です。税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）となり課税されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

(1) 給付対象

- ・資本金 10 億円以下 の中堅・中小法人に加え医療法人、農業法人、NPO法人など
資本金等の総額が定められていない場合、従業員が 2,000 人以下であること
- ・2019 年以前から売上があり、今後も事業を継続する意思があること
- ・2020 年 1 月～2020 年 12 月までの間に前年同月比売上が 50%以上減少した月があること

(2) 算定方法

前年の総売上 - 50%減少月の売上 × 12ヶ月 = 給付額 (上限 個人 100 万円 法人 200 万円)

【算出例】3月決算法人が4月を対象月とする場合

2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	500,000	300,000	400,000	500,000	400,000	300,000	400,000	500,000	400,000	500,000	300,000	500,000	
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	125,000	250,000											

直前の事業年度売上：5,000,000円 直前の事業年度の4月売上高：500,000円

対象月（4月）の売上高：125,000円（と比して50%以上減少）

$5,000,000円 - 125,000円 \times 12ヶ月 = 3,500,000円$

$3,500,000円 > 2,000,000円（上限額）$ 給付額 2,000,000円

（3）必要書類・申請方法

必要書類	直前事業年度の確定申告書類	・確定申告書別表一 （收受日付印の押印済のもの、電子申告の場合は受信通知） ・法人事業概況説明書 ・青色申告決算書（個人・青色の場合）
	対象月の売上台帳等	様式に指定はありませんのでエクセルデータや手書きの売上台帳でも構いません。
	通帳の写し	銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の確認できるものに限りです。
申請方法	原則	インターネット（持続化給付金事務局HP）からの電子申請
	例外	原則による申請が困難な場合に限り、サポート会場による書面申請（予約制）

（4）給付までの流れ

申請後、内容に不備等が無ければ概ね2週間程度で、事務局名義にて申請された銀行口座に振り込まれます。また、確認が終了した際に、給付通知が発送されます。

2. 特定定額給付金

4月20日、緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金の支給が実施されることになりました。

特別定額給付金は非課税所得となりますので、確定申告は必要ありません。

（1）給付対象者・受給権者・給付額

給付対象者	令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者
受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
給付額	給付対象者一人につき 10万円

（2）申請方法

コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記の2通りの申請方法に限りです。

郵送申請	<p>お住いの市町村から郵送される申請書に必要事項を記入し、下記の書類を裏面に貼り付けたうえで返送してください。</p> <p>a. 本人確認書類の写し：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など</p> <p>b. 通帳の写し：金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるもの</p>
オンライン申請	<p>マイナンバーカードをお持ちの方のみ利用可能です。オンライン申請に必要な下記の物を用意して特別定額給付金申請サイトから手続きを行います。</p> <p>a. 世帯主のマイナンバーカード（カード受取時に設定したパスワードも必要）</p> <p>b. 対応するスマートフォン（iphon7以降、Androidスマートフォンの対応機種）</p> <p>c. スマートフォンアプリ「マイナポータル」</p> <p>d. 振込先口座確認書類（通帳やキャッシュカードなど）</p>

（３）給付までの流れ

給付は申請書に不備が無ければ、概ね２週間程度で申請者名義の銀行口座に入金されます。また、申請内容に不備があると給付が遅れる可能性がありますのでご注意ください。

なお、国だけではなく市町村によっては独自の支援制度もありますので、お住いの市町村のHPをこまめにチェックしましょう。

このような情勢です、頂けるものは頂くという気持ちでこの困難を乗り越えましょう。



参考資料：経済産業省HP [持続化給付金について]

総務省HP [定額給付金の概要]

(監査部5課)



・新型コロナウイルス感染症の影響が出ている方へ ～ 納税猶予制度による支援が実施されています！～

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の方の収入が大きく減少している状況です。税金の支払いが困難となる個別の事情がある場合、納税が1年間猶予される納税猶予制度を利用することができます。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業収入が20%以上減少している場合には無担保かつ延滞税なしの特例が設けられました。

以下に国税の納税猶予制度とその特例について概要をご紹介します。

	納税猶予制度	納税猶予制度の特例
内容	<ul style="list-style-type: none"> 原則1年の範囲内で納税猶予 原則として担保が必要 猶予期間中の延滞税が一部免除 (令和2年中の場合、通常年8.9% 軽減後年1.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間納税の猶予 担保は不要 猶予期間中の延滞税が免除
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> 納期限から6ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月30日、又は納期限のいずれか遅い日まで

条件	<ul style="list-style-type: none"> ・一時の納税により事業継続や生活維持が困難になるおそれがあること ・納税に誠実な意思を有すること ・国税の滞納がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の1ヶ月以上の期間において、事業収入()が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ・一時に納税することが困難なこと
----	--	--

() 事業収入とは：法人は売上高。個人は事業売上、給与収入、不動産収入など経常的な収入
(譲渡所得など一時的な所得は対象外です。)

なお、特例に該当しない場合でも個別の事情(下記のいずれか)がある場合には、延滞税の扱いと申請期限が変更されます。

個別の事情	災害により財産に相当な損失が生じた場合 本人又は家族が病気にかかった場合 事業を廃止し、又は休業した場合 事業に著しい損失を受けた場合
変更項目	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞税：全部または一部免除 ・申請期限：個別の事情が収まってから2ヶ月以内

いずれの場合も税務署へ申請が必要ですので、お早めにご相談ください。

国税についての情報参照先

国税庁Webページ：https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

国税庁動画チャンネル(YouTube内)：<https://www.youtube.com/user/ntachannel>

また、地方税についても納税猶予制度があります。内容は自治体によりますので、市区町村・都道府県のWebページ等でご確認ください。

(監査部1課)



・売上減で固定資産税が軽減・免除されます！

所有する固定資産について課される固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルスの感染拡大で業績が落ちた中小企業・小規模事業者の税負担を軽減・免除するという新たな特別措置が創設されました。

適用年度：2021年度【令和3年分】	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金又は出資金を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <p style="text-align: right;">業種による制限なし</p>



要件	令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年同期間と比べて	減免率
	30%以上 50%未満 減少	2分の1
	50%以上 減少	全額
	注1) 賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した場合も対象 注2) 認定経営革新等支援期間等から確認書を発行してもらい、2021年1月31日までに市町村に申請する必要があります。	
物件	1. 事業用家屋・償却資産 に対する固定資産税 土地は対象となりません 2. 事業用家屋 に対する都市計画税	

適用年度：2020年度【令和2年分】	
措置	売上高が前年同月比20%以上減の場合は、無担保・延滞金なしで1年間の納税猶予が可能 軽減・減免措置はありません

その他【拡充・延長】	
措置	全国の各市町村が策定した「導入促進基本計画」について国と協議し、同意された市町村に所在している中小企業が投資後3年間、固定資産税が免除される措置について、事業用家屋と構築物が追加されると共に、2021年3月末までとなっている適用期限が2年間延長されました。 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備と共に導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの

参考：経済産業省HP [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ]
中小企業庁HP [固定資産税等の軽減措置に関するQ&A集]

(監査部5課)



・非課税で新型コロナウイルス感染症に対する見舞金を支給できます！

国税庁は5月15日付けで通達を公表し、新型コロナウイルス感染症の感染リスク等を抱えながら業務に従事する使用人等(役員及び使用人)対して見舞金を支給した場合、一定の要件を満たすものは、所得税の非課税所得に該当するとしました。

1. 非課税とされる見舞金の範囲・要件

次の(1)から(3)に掲げる要件のいずれも満たす見舞金は、非課税所得とされます。

(1) 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの

心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものとは、例えば次のような見舞金が含まれます。

使用人等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
緊急事態宣言の下において事業の継続を求められる使用者（医療・福祉、食品供給、金融、流通業など）の使用人等で次のイ及びロに該当する者が支払を受けるもの

イ．多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症に感染する可能性が高い業務に従事している者

ロ．緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
当該緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに起因して支払を受けるものに限られます。

使用人等又はこれらの親族が新型コロナウイルス感染症に感染するなどしてその所有する資産を廃棄せざるを得なかった場合に支払を受けるもの



（２）社会通念上相当であること

社会通念上相当であるかどうかについては、次に掲げる事項を勘案して判断されます。

見舞金の支給額が、使用人等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが使用者の慶弔規程等において明らかにされているか

見舞金の支給額が、慶弔規程や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるか

（３）役務の対価たる性質を有していないこと

例えば次のような見舞金は、役務の対価たる性質を有していないものには該当しないこととされ、非課税所得にあたらぬこととなるため注意が必要です。

本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの

感染可能性の程度にかかわらず使用人等に一律に支給するもの

感染可能性の程度が同じと認められる使用人等のうち特定の者にのみ支給するもの

支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの

【ポイント】

感染リスクの高さにかかわらず全員に一律支給すると非課税所得になりませんので、感染リスクが高い場所で従事する従業員には上乘せ支給するなどして、支給額を決定しましょう。

なお、上記（１）～（３）の全てに該当していたとしても、緊急事態宣言解除後相当期間を経過して支給決定されているものについては、非課税所得にならない旨も併記されていますので、支給決定時期にもご留意下さい。

見舞金制度を活用すれば、新型コロナウイルス感染症の感染リスクといった平常時には感じ得ない相当な不安を抱えながらも事業に従事されている従業員の方に対し、課税されない金銭支援が可能となります。

緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ感染リスクがある中、懸命に従事する従業員の方に対し、こういった支援を行うことも検討されてみてはいかがでしょうか。

参考：国税庁[新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱い]

（監査部４課）



【速報】家賃支援給付金の支給が閣議決定されました！

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、家賃支援給付金を支給することが、先日5月28日に閣議決定されましたので、速報としてお伝えします。



1. 家賃支援給付金とは

家賃支援給付金とは、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的とし、テナント事業者へ支給される給付金です。

2. 支給対象者

支給対象者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者とされます。

いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

連続する2ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

要件として今年5月以降に売上が急減した事業主とされており、当月号でご紹介した持続化給付金とは対象期間が異なりますので、混同しないよう注意して下さい。

3. 給付額

給付額は原則、算定給付額×6ヶ月分とされ、この算定給付額は直近の月額家賃を基準に算定されます。法人で最大600万円、個人で最大300万円が支給されます。

法人の場合

下記のとおり経営する店舗数と月額家賃によって支給額・給付率の上限が変わります。

支給額	1店舗のみ経営	月額50万円まで (総額300万円まで)	支給率	月額家賃(全店舗合計) 75万円以下の部分	2/3
	複数店舗を経営	月額100万円まで (総額600万円まで)		月額家賃(全店舗合計) 75万円超の部分	1/3

個人事業主の場合

個人事業主も法人と同様、経営する店舗数で支給額の上限が変わります。

支給額	1店舗のみ経営	月額25万円まで (総額150万円まで)	支給率	月額家賃(全店舗合計) 37万5千円以下の部分	2/3
	複数店舗を経営	月額50万円まで (総額300万円まで)		月額家賃(全店舗合計) 37万5千円超の部分	1/3

上記内容はまだ閣議決定されたのみで、不明点多々ありますので、今後、国会で成立した後、必ず経済産業省HPなどで正確な情報を確認頂き、ご対応をお願い致します。



・一時帰休による休業の場合の算定基礎届記載の注意点

算定基礎届を提出する時期となりましたが、現在、雇用調整助成金を受けて休業を実施している会社の算定は、以下のことに注意して作成してください。

7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合

一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算定するのではなく、通常の給与を受けた月も併せて、報酬月額を算定します。

【賃金台帳】

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	272,000	10,600	282,600
5月	30日	272,000	5,900	277,900
6月	31日	169,000	3,100	172,100
総計				732,600

記入例

一時帰休中の報酬も含めて決定します。

「9.その他」欄に休業手当の支払月、一時帰休の実施期間(開始したときは「月から一時帰休」と記入します。

項目名	① 被保険者整理番号		② 生年月日		③ 昇(降)給		④ 避及支払額		⑤ 平均額		⑥ 修正平均額							
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰									
1	23	年金 太郎	000000-510527		令和2年9月	健 280 千円	厚 280 千円	令和1年9月	昇給	降給	282,600	732,600	244,200	172,100	732,600	244,200	172,100	1. 上被用者算定 基礎月： 月 月) 2. 以上勤務 3. 月額変更予定 4. 中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(6月から休業手当 5月から一時帰休)
	4	31	282,600		282,600	282,600	732,600	244,200	172,100	732,600	244,200	172,100						
	5	30	277,900		277,900													
	6	31	172,100		172,100													

7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合

4・5・6月のうち、休業手当を含まない月を対象としています。

なお、4・5・6月いずれも休業手当が支払われている場合は、一時帰休により低額な休業手当等に基づいて決定または改定される前の標準報酬月額で決定します。

【賃金台帳】

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	130,800	3,500	134,300
5月	30日	268,000	4,000	272,000
6月	31日	268,000	9,100	277,100
総計				683,400

記入例

一時帰休の報酬は含まずに決定します。

「9. その他」欄に休業手当の支払月、一時帰休の実施期間(解消したときは「〇月〇日」一時帰休解消)等を記入します。

項目名	① 被保険者整理番号		② 年金 太郎		③ 000000-510527		④ 令和2年9月		⑤ 健康 280 厚 280		⑥ 令和1年9月		⑦ 昇(降)給		⑧ 1.昇給 2.降給		⑨ 平均額		⑩ 修正平均額	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額		⑰ 1. 被用者算定 2. 月額変更予定 3. 月額変更予定 4. 入社 5. 病休・育休・休職等 6. 時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(4月から休業手当 R2.4.22一時帰休解消)							
1	4月	31日	134,300円		-		549,100円		183,033円				9		4月					
	5月	30日	272,000円		272,000円		272,000円													
	6月	31日	277,100円		277,100円		277,100円													

(総務部)



・私の履歴書(その2)

所長 佐藤 英人

～ 税理士の将来を決めた飯塚事件 ～

2月号の私の履歴書(その1)で触れさせて頂きましたが、父は、「飯塚事件」を機に、関東信越国税局から長野税務署へ転勤し、長野へ帰ってくることを決めました。本稿ではその「飯塚事件」とはどういうものだったか、簡記したいと思います。



飯塚事件との関わり

税理士は、税務代理士として戦後スタートしましたが、税務署側からは税務署の下請けとしか見られず、また納税者からはとにかく払う税金を安くし、時には脱税をうまくごまかしてもらったり、税務職員との親しさでお目こぼしを頂くことを期待される、非常に社会的立場の弱い存在だったようです。日本は右肩上がりで、人手も大量にあり、確かに税理士に期待されることは「いかに税金を安くするか」だけだった時代なのかも知れません。

そんな中で、当事務所も加入しているTKC全国会という税理士の組織を創設した飯塚毅会計士・税理士は「1円の余計な税金を払わせない。1円の脱税もさせない。」という当時として

は特異な税理士であり、国税に対してお願い路線ではなく、おかしなことはおかしいと税務訴訟をいくつも行っており「国家権力に盾突く業界の困り者」と税理士会でも思われていたようです。

争いの中で、飯塚税理士が指導していた節税策で別段賞与がありました。会社の利益は社員にも分けるべきものだとの考え方から、決算前に社員に決算賞与を支給するのですが、現金ではなく金銭借用書での支払いとした手法でした。そして夏に夏季賞与として支払っていたのですが、父はちょうど関信局の法人税の審理課で、のちに有名な税金関係の大学教授になる武田先生と、「社員との間に法的に有効な金銭借用書がある以上、否認できない。」として容認したようです。（注1）のちに賞与引当金がこの別段賞与対策で認められました。その後、連結納税の代わりに賞与引当金は損金にできなくなりましたが、今は1ヶ月以内の支給決算賞与として損金に認められています。

当時、大蔵省からの若いキャリアの出向者が課長補佐（注2）になり、飯塚毅税理士より日米租税条約での解釈をめぐる激論を重ね、処分を取り消さざるを得なくなった事件がありました。多分、父はここらへんで嫌気がさしたのでしょうか、国税局から長野税務署への転勤を希望し、8年近い国税局の人生に終止符を打ちました。父は何も言いませんでしたが、母からは「若いキャリアが威張っていて嫌になっただらしい。」と聞きました。

8年を過ごした北浦和

国税局の寮のすぐ横に、埼玉大学の寮が5～6棟も建っており、よく遊びにいきました。学生はみな貧しく、部屋は乱雑でしたが、寮祭には各部屋を巡ったり、ごみを大量に一緒に燃やしたり、食堂の賄作りを見学したりと学生の生活を垣間見ました。国税局の寮には同じくらいの子供たちが多く、メンコ・ベーゴマ・馬跳び・だるまさんが転んだ・三角野球（万年ライトでした）、そして一番印象に残っているのは少し奥へ行くと見沼たんぼという今でも自然保護されている小川とたんぼで、ザリガニや小鮒、アゲハチョウやオニヤンマ、セミなど夢中になって捕っていました。青大将も多く、見ると飛んで逃げ帰りましたが…。

冷蔵庫がない時代でしたので、北浦和商店街には母と毎日買い物に行き、また銭湯にも毎日行って潜って悪さをした記憶があります。帰りには紙芝居屋がいて黄金仮面？を水あめや酢昆布を食べながら見た記憶もあります。

そんな北浦和に別れを告げて、小諸の母の実家に妹と4人で小学5年生の夏休みに引っ越しをしました。南町という赤線の名残で飲み屋・キネマという映画館・パチンコ屋がある鶴巻の隣であったため、子供たちも多く、また夏休みには毎年2ヶ月も北浦和から避暑に来て一緒に遊んだ子供たちでしたので、違和感なく溶け込みました。

夏はほぼ毎日千曲川のダム下に皆で集まり、この辺では七色の婚姻色から「人絹（じんけん）」というオイカワの小魚釣りに、冬は前の坂でそりやスキーなど…、いま思うと信じられないほどの子供たちが外で一緒に遊んでいました。車がなかったので郊外には住めず、小諸駅から徒歩15分程度の南町は、戦後の新興住宅地でもあったのですね。



飯塚事件の結末

さて、私たち家族が小諸での新生活を始めたころ、飯塚先生は大蔵省のキャリアを怒らせてしまい、そのしっぺ返しが税理士をめぐる最大の事件「飯塚事件」に発展していきます。昭和 38 年 8 月の「税のしるべ」(財大蔵財務協会)で「節税と称し脱税指導・賞与と旅費で利益操作」という記事が出され、600 社に及ぶ関与先に対し、大量の税務調査、税理士を変えるように指導と今では考えられない大弾圧が始まりました。

詳しくは、高杉良の『不撓不屈』として小説と映画になっています。最後は 4 人の会計事務所の職員が脱税指導として昭和 39 年 3 月に逮捕勾留、しかし昭和 45 年 11 月地裁で無罪判決。検察は控訴せず、6 年 7 ヶ月という長い裁判が 100%無罪で終わりを告げたのでした。

飯塚会長は数千万円という損害賠償請求権を放棄し、また、首班格の方にも懲罰を要求せず、自分の考え方を広げようと、TKC という職業会計人集団を作ることに心血を注ぎました。

この事件は、税法は法律であり、租税法主義として法律の下での運用という今では当たり前のことを国税当局も税理士も確認し、確立された第一歩になりました。その後の税理士法の改正で飯塚先生が唱えた「税理士は独立した立場で…」という税理士法の第 1 条の改正があり、国税の下請けでもなく、弁護士のように納税者だけの見方でもなく、まさに租税法の下でどちらの非も正す独立した立場になった今の税理士が形成されました。

また、世界でも民主的と言われる国税の調査手法も確立され、争いは国税不服審判所と 3 回の裁判で決まる仕組みも当たり前になりました。

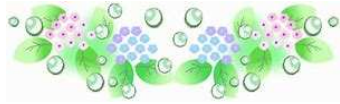
さらに、国税局と TKC は同じ租税法主義の立場に立ち、今では非常に親密な関係が築かれています。

~ その 3 に続く ~

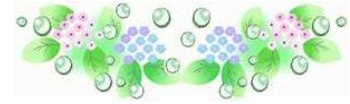
(注 1) 高杉良『不撓不屈』の 58 ページ、「安井は、関信局の佐藤事務官に命じて国税局に判断を求めたところ、小宮審理課長から「現行法に照らして、飯塚の主張は正当である。争えば国税局が負ける。」と言われたが、飯塚の主張を認めようとせず。」と、私の父が出てきます。

(注 2) 上記「主税局税制等一課の安井課長補佐」として出てくる方です。事件当時は、「関東信越国税局直税部長」となっています。





事務所カレンダー



6月	2日(火)	会議・研修日
	10日(水)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	1日(水)	会議・研修日
	10日(金)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
		・算定基礎届提出期限
	18日(土)	営業日
31日(金)	会議・研修日	
8月	8日(土)	営業日
		13日(木)～16日(日) お盆休み
	22日(土)	営業日

毎日の朝礼	8:45～9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで
	・研修：午後1:00～4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、緊急の場合はお知らせください。



編集後記

1年で決算が一番多い5月を乗り切り、気が付けば日もだいぶ長くなり、新緑が美しい6月を迎えました。事務所は相変わらず新型コロナウイルス感染症対策の補助金申請、関連借入、資金繰りといったお困りのお客様の対応で忙しい毎日を過ごしています。今回のニュースもそんな皆様にお役に立てそうな情報を多く盛り込みましたので是非ご活用ください。

自粛疲れによる運動不足と仕事のストレスで体重計に乗るのが怖くなってきた昨今。こんなつまらないことで悩んでいるちっぽけな自分より、新型コロナウイルスと戦っているいろんな方々にエールを送りたいと思います。

